

# 第1回都区財政調整協議会幹事会（R7.12.3）

## 主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

### ■ 都側提案事項説明

#### 【都】

私から、都側の提案事項を説明させていただきます。「令和8年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」をご覧ください。

#### （基本的認識）

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要です。

また、元来、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、令和7年度都区財政調整方針で確認したように、都と特別区が、大都市東京を共に支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければなりません。

都としては、こうした基本的認識に則って、令和8年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議してまいります。

#### （財源見通し等）

現時点では、都の財政当局から、都税収入の令和7年度最終見込みや令和8年度の見込みは示されておりませんが、月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」とされているものの、「企業収益は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる」とされています。また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

これを踏まえた行政部の見通しを申し上げます。

まず、今年度の調整税等についてですが、9月末までの実績を見ると、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約219億円の増、市町村民税法人分は、約319億円の増、法人事業税交付対象額の原資である法人事業税は、約470億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、現時点で約64億円ですが、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

次に、令和8年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、来年度、評価替えの年にはあたらなことから、大きな変動要素はございませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視していきま。

今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきま。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。特別区民税については、雇用や所得環境の改善を踏まえつつも、今後示される税制改正に向けた国の動向を注視する必要があります。

#### (都側提案事項)

今回、東京都から提案する事項は、全部で12項目ございま。私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたしま。資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「区民関係等事務費（人権擁護員）の廃止」です。本件については、人権擁護員に係る経費の支出実態を調査したところ、1区のみの実績しか確認できなかったため、算定の廃止を提案するものです。

次に、【民生費】の欄、「身体障害者福祉電話通話料補助事業費の見直し」です。本件については、実態調査結果に基づき、補助事業費の算定の見直しを提案するものです。

最後に、【土木費】の欄、「都市再生総合整備事業の廃止」です。本件については、まちづくり事業の1つとして、本事業に要した経費を態容補正にて算定を行っているところですが、実態調査を行ったところ、今年度以降の実施予定がないことが確認できたため、算定の廃止を提案するものです。

次に、「令和8年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載したものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

## ■ 区側提案事項説明

### 【区】

お手元の資料「令和8年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

#### (提案概要)

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えておりま。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴い工事費が増加する中、高度経済成長期に集中的に整備され、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、課題が山積している状況でございま。

そのような中で、法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされていま。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えておりま。そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめておりま。

基本的事項は3点となりま。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」として、大規模な税制改正や、都区の役割分担

の変更などが行われる場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものでございます。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、特別交付金については、割合が6%に変更になったことを踏まえ、算定ルールの見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

次のページをお願いいたします。この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

基準財政需要額の主な調整項目として、「議会総務費」では、「ガバメントクラウド関連経費」など9項目、「民生費」では、「高校生等医療費助成事業費」など10項目、2ページの「衛生費」では、「予防接種費、帯状疱疹」など5項目、「清掃費」では、「作業運営費、粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料」の1項目、3ページの「経済労働費」では、「商工振興費、中小企業関連資金融資あっせん事業費の脱炭素化関連」など3項目、「土木費」では、「住宅対策費、住宅セーフティネット関連経費」の1項目、「教育費」では、「小・中学校費、学校職員費、校内別室指導支援員」など7項目、さらに、4ページの「その他」として、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」など9項目を加えまして、合計45項目の区側提案事項を整理しております。

本提案は、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある需要を含め、現に特別区に存する行政需要を、基準財政需要額のあり方を踏まえ、財調上で財源保障すべき項目・規模として、整理したものです。

(基準財政需要額のあり方)

また、昨日の第1回財調協議会でも区側の考え方を伝えておりますが、今後の毎年度の協議を円滑に行っていくため、財調制度における「基準財政需要額のあり方」について、共通理解が持てるよう引き続き協議したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、こちらも、昨日の財調協議会のこととなりますが、協議上の諸課題について、都側から課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくをお願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

## ■ 都側総括的意見

### 【都】

それでは、区側提案事項に関しまして、この場では総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、ご説明がございました。私からは、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

(都区間の財源配分)

まず、「都区間の財源配分」について、でございます。

大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案ですが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、「特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求める」との発言がありました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところではありますが、令和8年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となります。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があります。

そうした観点から、都側から算定方法の見直しなどを提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していきます。

(都区財政調整協議上の諸課題)

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に関する提案ですが、区側から「特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求める」との発言がありました。

この点については、個別事項協議の中で、区側からの具体的な提案内容に関する説明を受けた上で、都側の見解を述べたいと思います。

(まとめ)

最後に、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

## ■ 区側総括的意見

### 【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、国や他の自治体から厳しい目が向けられている中で、既に算定している事項も含めて厳しく見直しを行い、一層の合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた3項目を含め、12項目の提案をいただきました。主に既算定を廃止、縮減する内容となっておりますが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

一方で、特別区では、首都直下地震への備えなどの大都市特有の行政需要を抱えています。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴い工事費が増加する中、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

そのため、特別区が果たすべき役割に的確に対応するには、算定内容の廃止や縮減などに目を向けるのではなく、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、

あらゆる観点から区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

最後に、調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることから、膨大な行政需要を抱える特別区の実態を踏まえた財調制度とするためにも、都区で議論を尽くし、あるべき需要を適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えております。区側の総括的な意見は以上でございます、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

## ■ 特別交付金

### 【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

昨日の第1回財調協議会でも触れましたが、令和7年度財調協議において、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、早急にルール作りが必要であると発言しました。

これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答がありました。

このことを踏まえ、算定ルールの見直しについては是非、前向きな議論をお願いいたします。1つ目は「交付率の変更等」についてです。

現行の算定ルールには、算定項目「C-ウ その他特別の事情」の交付率が明示されておりません。また、算定項目「B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」の交付率は「原則2分の1以上」と明示されております。

提案にあたり、算定事業を分析した結果、「C-ウ」は、交付率「4分の1」で算定されている事業が最も多いこと、また、交付率毎に事業の共通性がみられることを、また、「B-エ」は、ほぼ全ての事業が交付率「3分の2」で算定されていることを確認しました。

こうした実態を踏まえ、交付率の変更等に係る算定の改善について提案いたします。具体的には、算定項目「C-ウ」の原則の交付率を実態に合わせて明示すること、加えて、交付率の引き上げの目安を作成し明示することです。また、算定項目「B-エ」の原則の交付率を実態に合わせて変更することです。

本提案により交付率及び引上げの目安が明らかになり、算定の予見性が高まる等の算定ルールの改善が見込まれるものと考えます。

2つ目は、算定項目「C-イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更についてです。

令和7年度財調協議において、算定項目「C-イ」の算出方法に係る算定ルールの見直しについて、協議が整わなかった項目として整理されています。

令和8年度財調協議に向けて、算定項目「C-イ」に関して調査した結果、多くの算定事業が実績額により算定されていること、また、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため実績額を下回るといった乖離があることが確認されました。

こうした実態を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案いたします。

私からは以上です。

## 【都】

ただ今、区側から「交付率の変更等」と「算定項目『Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応』の算出方法の変更」の2点に関する発言がありました。

特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えておりますが、区側から示された提案内容について、都の考えを申し上げます。

まず、1点目についてですが、区側提案は、分析結果を踏まえ、算定項目「Cーウ」及び「Bーエ」の交付率を実態に合わせることに加えて、算定項目「Cーウ」の交付率の引き上げの目安を作成し明示するという内容です。

しかし、交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要があると考えますが、区側の見解を伺います。

次に、2点目についてですが、算定ルールにおいて、算定項目「Cーイ」の算出方法は、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額となっています。

この算出方法については、令和7年度財調協議において、区側から、「Cーイ」対象事業のうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものについて、事業終了年度の財調単価をもとに精算する、という内容の提案がされたところです。

これに対し、都側からは、精算をするならば、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべき、という考えを述べ、協議が整わなかった項目として整理された経緯があります。

令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっていますが、その理由を伺います。

また、「Cーイ」の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ると考えますが、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られたところです。

区側としては、引き続き、都区双方の都市計画事業の実績に見合うよう財源を確保すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案いたします。

また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけておりません。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源について、都区で協議するには、都区の都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠です。

平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があります。それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接

議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができておりません。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金につきまして、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

第1回財調協議会でも申し上げましたが、都としましては、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えております。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできました。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

### ■ 高校生等医療費助成事業費

#### 【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

本事業の財源について、都区で協議した結果、所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間は、都が全額負担することとなっております。その後、昨年度の高中生等医療費助成に関する都区の「協議の場」では、令和7年10月からの所得制限撤廃について合意する一方で、令和8年度以降の財源について、区の負担割合を2分の1とする都側の提案に対し、事業の提案者である都側が10分の10負担すべきという区側の考えに変わりはないものの、財調協議の場で議論することを前提とし、合意するとされました。一方、自己負担金については、引き続きの課題とされたところです。

また、令和7年度まで特別区では、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るため、区の負担で都補助の対象外となっている所得制限・自己負担金を設定せずに事業実施してきました。

その実態を財調に反映させるよう、区側から提案し、これまでも都区で協議を重ねてきましたが、都側から、都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるといった見解が示され、協議不調となっております。

国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、令和6年の「合計特殊出生率」は、都道府県別では東京都だけが1.00を切り、0.96となり、昨年に続き過去最低を更新しています。こうした状況の中、都においては、望む人が安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援などに取り組んでいます。その他、国においても児童手当の対象を高校生まで拡大するなどしております。このように、今後、少子化対策に向けた取組は、国、地方問わずより一層拡充されていくものと考えます。

こうした取り巻く状況の変化や、これまでの都区の協議経過を踏まえ、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分及び一部自己負担金の区負担分について、基準財政需要額に算定することを提案します。なお、一部自己負担金については、取扱が都と区で整理されるまでの時限算定とします。

これからの東京の未来を担っていく子どもたちの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、都区の連携・協力を一層進めていくためにも、是非前向きな検討をお願いいたします。私からは以上です。

## 【都】

ただいま、区側から高校生等医療費助成事業費について、発言がありました。

都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としています。

こうした中、昨年度実施された高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、令和7年10月から所得制限を撤廃すること、及び、都の実施する高校生等医療費助成について、令和8年度以降は本則を適用し、負担割合は区1/2、都1/2とすること、これらを踏まえ、高校生等医療費助成の所得制限の撤廃・本則の適用にあたっては、各区の負担分について、都区財政調整の基準財政需要額として算定していくことを、財調協議の場で議論していくことがまとめられました。

これまでの協議における整理を踏まえ、都側の考えを申し上げます。

まず、都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分1/2については、基準財政需要額として算定することで合意をしたいと考えております。

一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分についてですが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解をお示してきたところです。

したがいまして、都側としましては、都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべきと考えます。

私からは以上です。

## ■【態容補正】農漁業振興経費

### 【区】

私からは、【態容補正】農漁業振興経費について発言いたします。

現行、農漁業振興経費については、農漁業世帯数に応じて加算するものとなっております。

また、過去の協議においては、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれている等の課題を都区で共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて都区で検討していくことを確認しております。

以上の過去の協議及び特別区の実態等を踏まえ、今年度の区側提案は、より実態に即した算定となるよう、算定方法及び1世帯当たり経費等を取りまとめたものです。

具体的な提案内容は、以下の4点です。

1点目が、漁業振興経費について、事業実施区が1区に留まっている実態を踏まえた、算定の廃止となります。「水産基本法」において、地方公共団体は、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定及び実施する責務を有することから、引き続き財調上で算定されるべきと考えています。しかしながら、漁業振興経費の算定を継続する場合、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、廃止を提案するものです。

2点目が、算定方法について、特別区の実態と農林業センサスとの関連性を踏まえ、経営耕地のある農業世帯数に応じて加算するものへの見直しとなります。1点目により、漁業世帯を測定単位から除いた場合でも、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、見直し

を提案するものです。

3点目が、標準区数値について、これまで申し上げた2点を踏まえ、事業実施区の経営耕地のある農業世帯数の平均値である123世帯への見直しを提案するものです。

4点目が、1世帯当たり経費について、事業実施区での普遍性が認められる事業による設定とするため、算定される事業の見直しを提案するものです。なお、区民農園については、その目的が、農業の振興よりも、区民の余暇活動の充実に資する性格が強いこと、また、農業まつりや農福連携事業、産学公連携事業等については、実施区が一部に限られていることから、それぞれ1世帯当たり経費の積算対象外と整理しました。

最後に、東京都においても、平成29年5月の「東京農業振興プラン」に加え、令和5年3月には新たなプランを公表するなど、農業振興の推進に努めているものと認識しております。本経費の適切な算定は重要であると考えておりますので、是非、前向きな検討をお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

ただいま、区側から【態容補正】農漁業振興経費について、発言がありました。

農漁業振興経費については、平成21年度財調協議で算定を充実して以来、見直しを行っておりません。令和4年度財調協議において、算定方法改善のため農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す都側提案を行いました。区側より事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなることから、都案は妥当ではないとし、不調となっております。

一方で、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれているといった現行算定の問題点を共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて、都区で検討していくことを確認しております。

今回の区側提案については、こうした点を踏まえた上で、内容を精査させていただき、次回以降、都側の見解を示したいと考えております。

私からは以上です。

### ■ 副食費の無償化（保育所等）

#### 【区】

私からは、副食費の無償化（保育所等）について発言いたします。

本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するために行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案するものです。

国の方針では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされています。ただし、2号認定の副食費は、保育料に含まれていた経緯もあり、保護者負担の軽減の観点から、認可保育所及び認定こども園について、全区で無償化を実施しているところ

です。都は、「少子化対策は一刻の猶予もない」として、学校給食費の負担軽減事業や保育料の第一子無償化等の子育て費用支援を実施しています。これは本事業の目的と同一であり、全区で実施している実態を踏まえると、算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

ただいま、区側から副食費の無償化について、発言がありました。

区側からの発言のとおり、令和元年10月から、国の制度において、幼児教育・保育の無償化が実施され、それに合わせて、副食費について施設による徴収を基本とすることとされました。

都区財政調整においても、3歳から5歳までの児童に係る副食費の徴収及び免除について、国制度を反映しています。

現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、都側としては、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えております。

私からは以上です。

## ■ 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

### 【区】

私からは、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言いたします。

今回の見直しは、令和7年度財調協議において投資的経費の標準事業規模を見直したことに伴い、標準施設の経常的な維持管理運営費について、現時点での区側の実態を反映させる必要があることから提案を行うものです。

第一に、今回見直しを提案する施設について、令和7年度財調協議で標準事業規模を見直した24施設としています。

各施設の箇所数及び固定比率については、投資的経費の標準施設と整合させて設定しています。

また、直営委託比率については、直営施設と指定管理者制度を導入している施設の運営比率を調査し、その結果に基づき設定しています。

第二に、経費の算出方法について、施設ごとに節または細節の決算総額を施設面積で割り返し、節ごとの1㎡あたりの単価を算出しています。その算出した1㎡あたりの単価に、投資的経費の標準事業規模を乗じることで、標準施設としての経費を設定しています。

第三に、標準区職員数について、先ほど申し上げた、施設の箇所数及び固定比率、直営委託比率の見直しと整合させて設定しています。

今回の見直しは、投資的経費の見直しに合わせ、経常的経費についても区側の現下の実態を反映させるべく、大規模な調査を行い、取りまとめたものです。自主・自律的な区間配分調整を踏まえ取りまとめた本提案について、前向きな検討をしていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

### 【都】

ただいま、区側から投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言がありました。

投資的経費につきましては、昨年度の財調協議で区側から提案があり、都区で協議を重ね、平成25年度財調協議以来となる全体的な見直しについて、取りまとめを行いました。

それに伴い、今回、区側から、経常的な維持管理運営費への反映に関する提案がありました。

経常的経費の見直しについても、平成26年度財調協議以来の全体的な見直しとなりますが、都側としても、現下の社会・経済情勢や各区の実態等を踏まえて、適切な見直しは必要であると認識しております。

区側から、主な見直し内容のご説明をいただいたところですが、それらの点も含めまして、

提案内容を精査の上、次回以降、都側の考え方を示したいと考えております。

私からは以上です。

## ■ 基準財政需要額のあり方

### 【区】

私からは、基準財政需要額のあり方について発言いたします。

まず、都区財政調整制度は、都と特別区の間にも適用される制度であるため、区間配分に用いる「あるべき需要」については、「合理的かつ妥当な水準」の観点において、特別区のおかれた実態に適合させるべきです。

そのため、これまでの協議において、区側は、単独事業であっても、特別区で標準的に行われている事業であれば、その実態をもって、「合理的かつ妥当な水準」に達した「あるべき需要」として算定すべきと提案しています。

一方、都側は、その「あるべき需要」を判断する「合理的かつ妥当な水準」は、全国の市町村が義務的に行う事務のほか、国または都が示した基準であると主張しています。このように、「基準財政需要額のあり方」についての都区の考え方に大きな乖離があるため、協議が不調となる事業が散見される状況です。

基準財政需要額のあり方を考えるにあたり、そもそも、都と特別区の間にも適用される財調制度と全国の市町村を対象とする地方交付税制度では、制度の構造上、基準財政需要額として捕捉すべき範囲が、次のとおり異なります。

まず、固定資産税等の調整税の留保財源に関するものです。地方交付税制度では、基準財政収入額の算定の際、調整税の25%分が自主財源事業に充てるための留保財源とされることから、その分は、基準財政需要額に反映されません。

一方、財調制度では、調整税の全額が都区間で財源配分を行う原資となるため留保財源は発生しません。そのため、調整税の一定割合に係る分の全額、地方交付税制度では留保財源とされる分も、基準財政需要額として捕捉する必要があると考えます。

次に、地方交付税算定上の財源超過分に関するものです。財調制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過分も含めて調整を行うものと考えます。そのため、財調制度では、その分地方交付税以上に基準財政需要額を捕捉する必要があると考えます。

今申し上げたとおり、基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、財調制度の方が広いと考えます。

加えて、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考えます。

以上を踏まえ、基準財政需要額のあり方についての都側の見解を伺います。

私からは以上です。

### 【都】

ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」に関する都側の見解について確認がありました。

都区財政調整制度が準ずる地方交付税法の逐条解説では、基準財政需要額について、「各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。」と記載されております。

また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事

務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えています。

私からは以上です。